

四国地方整備局における取組内容について

■四国地方整備局による社会保険未加入対策への主な取組

1. 講習会関係

(1)建設業取引適正化推進月間における講習会

平成26年11月に四国地方整備局及び四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会（以下、「四国地方協議会」という。）との共催により、四国管内の建設業者を対象とした「建設業における社会保険未加入対策及び建設業法令遵守講習会」を開催しました。

本講習会では、社会保険未加入対策の概要、社会保険担当部局による雇用保険、健康保険、厚生年金保険に係る制度及び元請下請間の契約適正化に係る説明等を行い、四国各県合計4会場において、約300人の参加がありました。

【会場】

- ・ 11月17日（月） 13:30～16:05 高松市 高松サンポート合同庁舎アイホール
- ・ 11月19日（水） 14:00～16:00 高知市 高知県立県民文化ホール（グリーン）
- ・ 11月21日（金） 14:00～16:00 徳島市 徳島県庁講堂
- ・ 11月27日（木） 14:00～16:00 松山市 愛媛県男女協同参画センター

【講習内容】

- ・ 社会保険未加入対策及び建設業法令遵守ガイドライン改訂
- ・ 雇用保険制度
- ・ 健康保険・厚生年金保険制度

(2) その他の講習会

各種説明会において、社会保険未加入対策及び法令遵守講習会を実施（21会場約2500人）し、以下の資料を配布。

- ①「建設業法令遵守ポケットブック」
- ②「社会保険加入にあたっての判断事例集」

※①については、平成27年度早々に改訂し、配布予定。

2. 建設業許可及び経営事項審査時の加入状況の確認

許可申請及び経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を実施。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報。

3. 建設業許可部局による指導監督

- (1) 建設業担当部局において、営業所への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報。
- (2) 厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。
- (3) 建設業担当部局は、建設業の許可申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

4. 発注部局による主な取組

平成26年8月1日以降に入札公告を行う直轄工事において、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円(建築4,500万円)以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定した。

なお、未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置については、別添1資料参照。

■四国地方整備局による今後の主な取組予定

1. 講習会関係

四国地方整備局及び四国地方協議会との共催による講習会等については、来年度以降も継続的に実施予定。

2. 建設業許可及び経営事項審査時の加入状況の確認

今後も引き続き、許可申請及び経営事項審査時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入業者の更なる加入促進を推進する。

3. 建設業許可部局による指導監督

今後も引き続き、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努める。

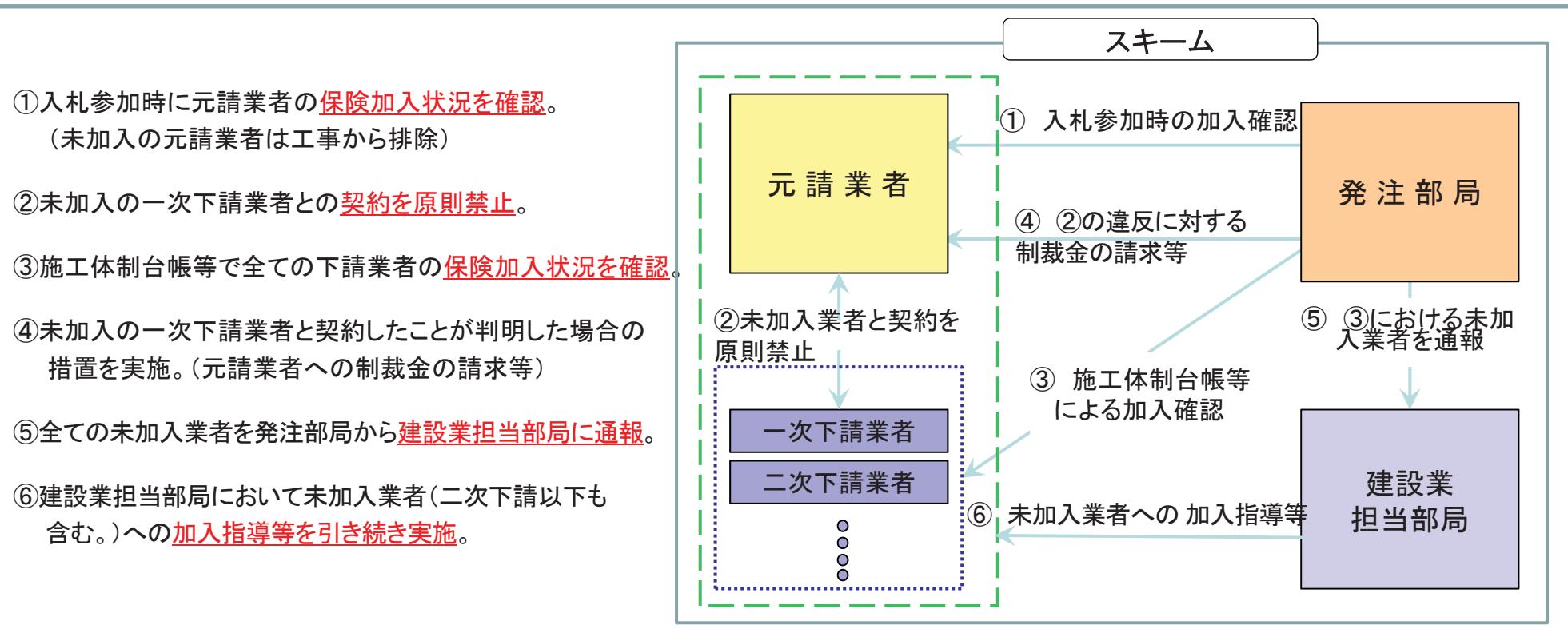
4. 発注部局による主な取組

平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する（詳細については、別添2資料参照）。

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 上記内容に付き、平成26年5月16日付で地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付で、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

記者発表資料

平成 26 年 10 月 1 日

平成 27・28 年度国土交通省地方整備局等に係る定期の資格審査について

平成 27・28 年度を有効とする国土交通省地方整備局、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）及び大臣官房官庁営繕部に係る定期の競争参加資格審査についてお知らせします。

問合せ先

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

(地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）について)

課長補佐 森田 TEL 03-5253-8111 内線 21962 直通 5253-8919
FAX 03-5253-1533

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 和田 TEL 03-5253-8111 内線 22334 直通 5253-8220
FAX 03-5253-1536

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 山北 TEL 03-5253-8111 内線 23223 直通 5253-8233
FAX 03-5253-1542

国土交通省港湾局総務課

(地方整備局（港湾空港関係）について)

専門官 栗原 TEL 03-5253-8111 内線 46185 直通 5253-8663
FAX 03-5253-1648

国土交通省港湾局技術企画課

品質確保企画官 宮田 TEL 03-5253-8111 内線 46535 直通 5253-8905
FAX 03-5253-1652

※ 各地方整備局の受付担当部局及び問合せ先については、別紙 1 をご覧ください。

1 受付方法及び受付期間等

(1) インターネット方式（建設工事及び、測量・建設コンサルタント等業務）

- ①パスワード発行申請受付期間 平成26年11月4日(火)～平成26年12月26日(金)
- ②申請書入力プログラムダウンロード期間 平成26年11月4日(火)～平成27年1月15日(木)
- ③申請用データ受付期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月15日(木)
- ④ヘルプデスク開設期間 平成26年11月4日(火)～平成27年1月15日(木)

(注1)上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(月)～1月3日(土)）の終日及び平日の17：00～9：00の間は、システムを運休します。

(注2)①パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。必ず①パスワード発行申請を受付期間内に行ってください。

(2) 文書郵送方式

- ①受付期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月30日(金)（※当日消印有効）
- ②送付先 申請者の本店所在地ごとに別紙2-1及び別紙2-2に定める場所
※平成27・28年度の申請受付より「道路・河川・官庁營繕・公園関係」と「港湾空港関係」の相互受付は廃止します。

(3) 文書持参方式

平成27・28年度の申請受付より、定期受付の文書持参方式は廃止します。

2 申請書類及び申請書作成の手引きについて

(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)

インターネット方式及び文書郵送方式の申請書作成の手引き・申請書様式については、国土交通省のホームページから入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

3 建設工事に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）
- ② 申請者が、⑥に掲げる書類に記載されている一の年間平均完工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び⑥に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）
- ③ 業態調書（様式3）
- ④ 営業所一覧表（様式4）
- ⑤ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- ⑥ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 定期受付の場合に係る経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、平成27・28年度定期受付の場合には平成25年6月30日以降を審査基準日とするもの（平成25年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）でなければなりません。

さらに、平成27・28年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

- ⑦ 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

[注1] 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、申請案内ホームページからダウンロードして得た申請書入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを入力画面上において作成、送信するとともに⑤及び必要に応じて⑦を提出するものとする。

[注2] その他申請者により必要となる書類

申請者	資格審査申請書及び添付書類
道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみに一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けていない者	上記①及び③から⑤に加え、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出 なお、申請者が法人であるときは併せて登記事項証明書を提出
経常建設共同企業体	上記①から⑥に加え、共同企業体協定書の写し、各構成員が単体有資格業者として申請した時の書類（営業所一覧表を除く。）の写し、単体有資格業者として認定を受けている工事種別（経常建設共同企業体として申請する工事種別に限る。）の競争参加資格を辞退する旨を記載した変更届
客観的事項及び主観的事項又は特別事項について算定した点数の調整（「共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4」又は「数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55	合併等に関する合理的な計画が記載された書類

年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)第 6 条(3)」に規定する客観点数及び主観点数又は特別点数の調整をいう。)を希望する者	
設立から平成 26 年 10 月 1 日までの期間が 24 箇月以上の協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)による協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)による企業組合をいう。以下同じ。)であって、平成 24 年 10 月 1 日以降に新たに組合員の加入があった者	上記①から⑥に加え、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
設立から平成 26 年 10 月 1 日までの期間が 24 箇月に満たない協業組合又は企業組合である者	上記①から⑥に加え、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
事業協同組合(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。)の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする者	上記①から⑥に加え、役員名簿及び組合員名簿、官公需適格組合証明書の写し、審査対象者(「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」(昭和 50 年 11 月 10 日付け建設省厚発第 473 号の別紙)第 2 第 2 項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」(昭和 50 年 12 月 4 日付け建設省営管第 459 号)第 2 第 2 項又は「数値の算定及び等級の格付け要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)第 7 条第 2 項に規定する審査対象者をいう。)の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、総合評定値通知書の写し、完工工事高表及び工事分割内訳表、納税証明書その 3 等の写し

4 測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)(様式 1)
- ② 業態調書(様式 2, 様式 2-②)
- ③ 営業所一覧表(様式 3)

- ④ 技術者経歴書(様式4)
- ⑤ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
- ⑥ 登録証明書等又はその写し
- ⑦ 申請者が法人であるときは、一般競争資格審査（国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。）第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）の申請をする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、審査基準日の直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））
 ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

[注1] 港湾空港関係に係る申請については、②、③及び④に掲げる書類を以下の書類に読み替えるものとする。

- ② 業態調書(様式2)
- ③ 営業所一覧表(様式4)
- ④ 技術者経歴書(様式3)

[注2] 申請者がインターネットを使用して申請する場合は、申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査用データを入力画面上において作成、送信するとともに、⑤から⑧までに掲げる書類を提出するものとする。

[注3] その他申請者により必要となる書類

申請者	資格審査申請書及び添付書類
次に掲げる者であるときは、それぞれ右欄に定める書類をもって④、⑤及び⑦(港湾空港関係にあっては⑤及び⑦)に掲げる書類に代えることができる。	
建設コンサルタント登録業者 (建設コンサルタント登録規	建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）	
地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）	地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）	補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し

5 インターネット方式による申請に必要となる経営事項審査の注意点

（建設工事）

申請する直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、当該通知書のデータがシステムに反映されるまで、約 2 週間程度のタイムラグが発生する可能性があり、その場合には、申請用データを送信してもエラーとなり受け付けることが出来ません。

特に受付期間終了直前にエラーとなった場合は、インターネット方式による申請ができませんので、文書郵送方式により申請をしていただくか、随時受付による申請をしていただくことになります。資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

6 経常建設共同企業体の取り扱いについて（建設工事）

一つの発注機関における同一工事種別内の単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

7 総合点数の算定の見直し(建設工事)

平成 27・28 年度の技術評価点数の算定にあたって、国土交通省地方整備局等発注工事については、従来より考慮していた工事の技術的難易度に加え、応急的な災害復旧の実績も考慮することとします（国土交通省地方整備局等発注工事の応急的な災害復旧工事を対象に、実績を割り増すための係数を新たに設定します）。

8 前回（平成25・26年度）からの主な変更点

- ① 定期受付における文書持参方式の廃止
- ② 建設工事の競争参加資格審査を申請できる建設業者を社会保険等加入業者に限定
- ③ 測量・建設コンサルタント等業務の業態調書 2-②（資本・人的関係）を追加
「当該業態調書」においては、主に以下の事項を記入していただきます。
 - 申請者の親会社に関する事項（会社法人等番号、商号名称、本店住所等）
 - 申請者の子会社に関する事項（会社法人等番号、商号名称）
 - 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の会社法人等番号等）

**別紙1 各地方整備局の受付担当部局及び問合せ先
(道路・河川・官庁営繕・公園関係)**

申請者の本店所在地	受付担当部局	電話番号
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局総務部契約課	(代) 022-225-2171
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局総務部契約課	(代) 048-601-3151
新潟県 富山県 石川県 長野県(長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。)	北陸地方整備局総務部契約課	(代) 025-280-8880
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県(岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。)	中部地方整備局総務部契約課	(代) 052-953-8138
京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局総務部契約課	(代) 06-6942-1141
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方整備局総務部契約課	(代) 082-221-9231
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局総務部契約課	(代) 087-851-8061
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局総務部契約課	(代) 092-471-6331

(港湾空港関係)

申請者の本店所在地	受付担当部局	電話番号
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部経理調達課	(直) 022-716-0013
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部経理調達課	(直) 045-211-7413
新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	北陸地方整備局 総務部経理調達課	(直) 025-370-6650
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部地方整備局 総務部経理調達課	(直) 052-209-6316
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部経理調達課	(直) 078-391-7576
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県(下関市を除く)	中国地方整備局 総務部経理調達課	(直) 082-511-3903
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部経理調達課	(直) 087-811-8304
山口県下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部経理調達課	(直) 092-418-3345

別紙2－1 文書郵送方式における送付先（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部契約課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部契約課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
新潟県 富山県 石川県 長野県(長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。)	北陸地方整備局 総務部契約課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県(岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。)	中部地方整備局 総務部契約課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館
京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部契約課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方整備局 総務部契約課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部契約課	〒760-8554 高松市サボート3-33 高松サボート合同庁舎
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部契約課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎

別紙2－2 文書郵送方式における送付先（港湾空港関係）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部経理調達課	〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20花京院 スクエア
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部経理調達課	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎
新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	北陸地方整備局 総務部経理調達課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部地方整備局 総務部経理調達課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部経理調達課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 (下関市を除く)	中国地方整備局 総務部経理調達課	〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部経理調達課	〒760-8554 高松市サボート3-3-3 高松サボート合同庁舎
山口県下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部経理調達課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎